

鈴鹿市新型インフルエンザ等対策行動計画

概要

平成26年9月

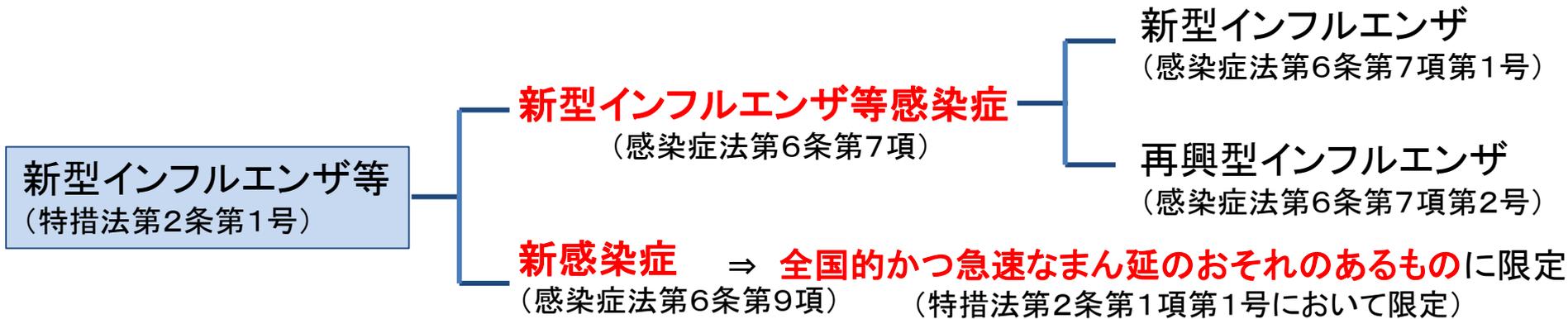
鈴鹿市

鈴鹿市行動計画の位置付け

- ★ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月13日施行，以下「特措法」という。）の規定により、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて策定する。
- ★ 鈴鹿市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示す。
- ★ 市長は，市行動計画を作成したときは，速やかに，これを議会に報告するとともに，公表しなくてはならない。（特措法第8条第6項）

対象となる感染症（新型インフルエンザ等感染症及び新感染症）

※ 特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係は、下記のとおり。



○ 新型インフルエンザは、他の感染症と異なり、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いとされている。

○ 未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きなものが発生した場合は、新型インフルエンザと同様、国家の危機管理として対応する必要があることから特措法の対象とされている。

新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する新型インフルエンザが発生した場合は、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされる可能性がある。

過去の新感染症の例より推計

過去に世界で大流行した新型インフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国で約1,300万人～約2,500万人と推計される。致死率は、アジアインフルエンザ等並の0.53%を中等度、スペインインフルエンザ並の2.0%を重度と想定して、国において試算された数字をもとに、人口按分により三重県内での患者発生状況を推計すると以下のとおりとなる。

※推計には、インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

	鈴鹿市	三重県	全国
医療機関を受診する患者数	約 2万1千人 ～ 4万1千人	約 19万1千人 ～ 36万8千人	約 1,300万人 ～ 2,500万人
入院患者数	約 1,000人 ～ 4,000人	約 7,800人 ～ 2万9千人	約 53万人 ～ 200万人
死亡者数	約 300人 ～ 1,300人	約 2,500人 ～ 9,400人	約 17万人 ～ 64万人

市民生活及び市民経済への影響

従業員本人の罹患や家族の罹患に伴う介護等により、従業員の最大約40%程度が欠勤することが予想され、事業の縮小、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する恐れがある。

また、市民の生活においては、活動の制限により社会活動が縮小するほか、食料品、生活必需品等の生活物資が不足する恐れがある。

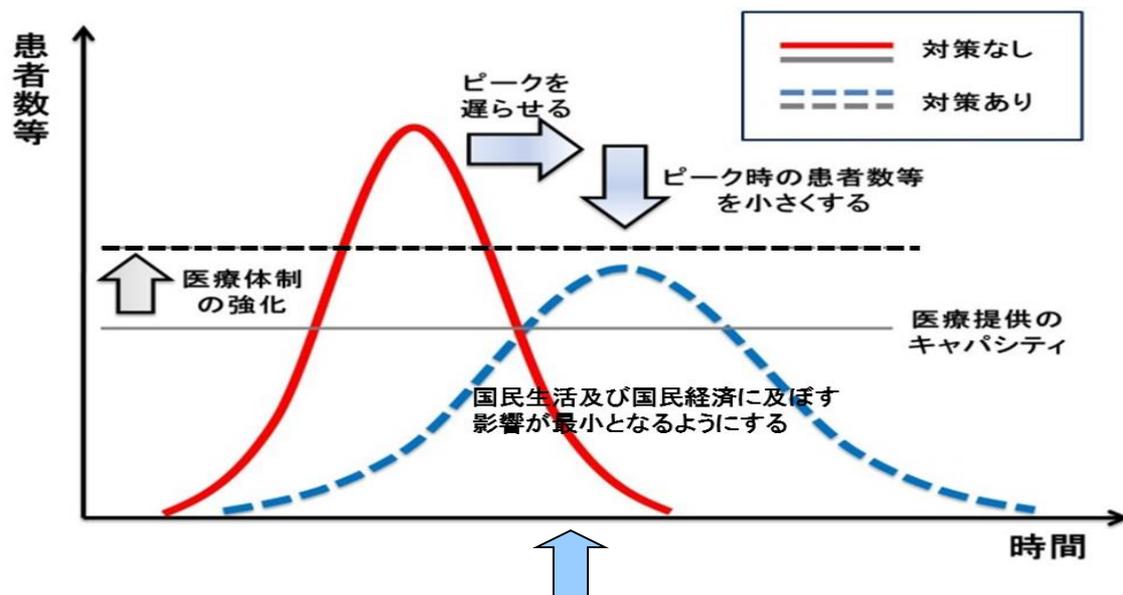
市行動計画における発生段階

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
市内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 国内(本市を除く。)で新型インフルエンザ等が発生した状態
市内発生早期	市内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
市内感染期	市内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

市行動計画の各段階における対策のポイント

対策は、流行の状況に応じて異なり、各発生段階の移行は非常に早く進行する可能性が高いことから、関係機関と共通認識を深め、関係機関が各発生段階において実施する対応策について、事前に協議しておく必要がある。

〈対策の効果 概念図〉



対策の基本的な戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

市行動計画の各段階における対応

発生段階毎に主要6項目毎に対応を記載

【発生段階】

発生段階毎に基本的対応を実施

未発生期

市内未発生期

市内発生早期

市内感染期

小康期

基本的対応

【対策の主要6項目】

- ① 実施体制
- ② 情報収集・提供・共有
- ③ まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 医療
- ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

市行動計画の各段階における対策(主要6項目)(①~③)

発生段階	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
考 対 え 策 方 の	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えての体制整備 発生に備えた情報収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生に備えての体制整備 市内での感染者を早期発見できるよう、サーベイランス等に協力するとともに適切な情報提供を行い市民への周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での感染拡大をできる限り抑える。 患者に適切な医療を提供する。 感染拡大に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制を維持する。 罹患者の重症化を最小限に抑える。 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波への対策の評価 医療体制及び社会・経済活動の回復
① 実 施 体 制	<ul style="list-style-type: none"> 県、他市町間の連携強化 <p>※必要に応じて市行動計画を見直し、業務体制については、優先して行う業務継続マニュアルを作成し、限られた資源を活用しながら、市民サービスを継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市以外での新型インフルエンザ等の発生時は、発生状況を分析し、必要があると認めるときは発生後の準備等の為、新型インフルエンザ等対策準備本部を設置し、市内での発生に備える。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で新型インフルエンザが発生した時は、速やかに新型インフルエンザ等対策本部を設置する。 本市を含む地域に緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の組織体制の下必要な措置を実施。 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行えなくなった場合は、特措法の規定に基づく措置の活用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の評価を行い、第二波に備える。 国の基本的対処方針の変更を踏まえ、対策の縮小・中止等を検討する。 緊急事態宣言が解除された時は、速やかに市対策本部を廃止する。
② 共 有 情 報 收 集 ・ 提 供 ・	<ul style="list-style-type: none"> 国・県との連携による情報収集 市民への情報提供 関係機関との情報共有 コールセンターの設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの相談窓口やコールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> コールセンター等による適切な情報提供ができるよう体制の充実・強化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> コールセンター等による適切な情報提供ができるよう体制の充実・強化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国からの要請に基づき状況を見ながらコールセンター等の体制を縮小する。
③ ま ん 延 防 止	<ul style="list-style-type: none"> 市民への継続的な情報提供(マスクの着用、咳エチケット等) 市民に不要な外出を控えるよう周知する。 国の行う防疫措置や、入国者に対する疫学調査への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 市民への継続的な情報提供(マスクの着用、咳エチケット等感染対策の実施を促す) 国の行う防疫措置や、入国者に対する疫学調査への協力 国が示す基本的対処方針に基づき、対策を協議、実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 市民への継続的な情報提供(マスクの着用、咳エチケット等感染対策の実施を促す) 関係機関に対し、感染対策を強化する。 国の行う防疫措置や、入国者に対する疫学調査への協力。 国が示す基本的対処方針に基づき、対策を協議、実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民への継続的な情報提供(マスクの着用、咳エチケット等感染対策の実施をより強く勧奨する) 国・県が示すまん延防止対策について、情報を共有する。 国・県が示す基本的対処方針に基づき対策を協議、実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県が提供する情報や、注意喚起について情報を共有する。

市行動計画の各段階における対策(主要6項目)(④～⑥)

発生段階	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
④ 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員への特定接種の体制整備 ・住民接種の体制整備 ・ワクチンの供給体制の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの供給 ・地方公務員への特定接種 ・住民接種の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内未発生期の対策を継続 ・住民接種の実施体制の準備 ・集団接種の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
⑤ 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制の整備 ・市内感染期に備えた医療の確保 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ・抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める新型インフルエンザ等の症例把握 ・医療体制の整備について県が行う対応の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県と連携し、国や県から示される市の行うべき業務を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・要請があれば、在宅で療養する市民への支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県が新型インフルエンザ等発生前の体制に戻すことについて状況を把握しておく。
⑥ 市民生活・市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画の策定 ・物資供給の要請等 ・新型インフルエンザ等の発生時の要援護者への生活支援 ・火葬能力の把握 ・物資及び資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染対策の準備 ・一時的な遺体安置施設の確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者である市は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 ・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、又、買い占めや売り惜みが生じないよう関係機関に要請。 ・市民の相談窓口・情報収集窓口の充実。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、又、買い占めや売り惜みが生じないよう、調査・監視する。 ・生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適切な情報共有に努める。 ・生活関連物資等の価格の高騰や供給不足に対する適切な措置を講じる。 ・火葬場の確保。 ・在宅の高齢者、障害者への生活支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の状況等を踏まえ対策の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。